（手数料の納付）

第四条　第二条の規定による申請を行おうとする者は、手数料として三万五千円を国（機構が技術者試験事務を行う場合にあっては、機構。）に納付しなければならない。

2　前項の手数料は、国に納付する場合にあっては第二条の申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあっては法第二十九条第三項で準用する法第十一条に基づき認可を受けた技術者試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

3　第一項の手数料は、これを納付した後においては、返還しない。

（講座の認定の基準）

第五条　経済産業大臣は、第二条の申請が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとする。

一　申請に係る講座の適正な運営及び修了認定の公正な実施のための体制が整備されていること。

二　受講計画が、別表の上欄に掲げる分野ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる項目を受講するものとなっていること。

三　使用する教材が受講計画の内容に沿ったものであること。

四　修了認定の基準（次項に規定する民間資格に係るものを含む。）が適切に定められていること。

2　修了認定の基準としての民間資格は、当該民間資格を取得するための試験が次のいずれにも該当するものとする。

一　情報処理システムに係る業務並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基礎知識として別表に掲げる項目のいずれかについて行う試験であること（特定の情報処理システムに係る業務又はその開発及び活用に関する共通的基礎知識のみの修得を目的とするものを除く。）。

二　日本語で実施されるものであること。

三　実施されている期間が継続して三年以上であること。

3　第一項の認定の有効期間は、認定した日から起算して二年とする。

（講座の認定の通知等）

第六条　経済産業大臣は、前条第一項の講座の認定をしたときは、その旨を認定を受けた者に通知するとともに、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

一　当該認定を受けた者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者名）及び住所

二　当該認定をした年月日

三　認定講座の名称及び設置場所

（修了認定を受けた者の報告）

第七条　第五条第一項の講座の認定を受けた者は、認定講座を受講した者がこれを修了したと認めるときは、修了認定を行い、当該修了認定を行った日から三月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　当該修了認定を行った認定講座の名称及び設置場所

二　当該修了認定を行った年月日

三　当該修了認定を受けた者の氏名及び生年月日

四　当該修了認定を受けた者が修了認定の基準を満たしていると認めた理由

（講座の変更の届出）

第八条　第五条第一項の講座の認定を受けた者は、第二条各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業大臣が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

（講座の認定の取消し）

第九条　経済産業大臣は、第五条第一項の講座の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一　講座の認定を受けた者が第三条のいずれかに至ったとき。

二　認定講座が第五条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

三　虚偽又は不正の事実に基づいて講座の認定を受けたとき。

四　第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五　第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六　法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

2　経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならない。

様式第1（告示第2条関係）

受理年月日	
認定年月日	

収入印紙
（収入印紙は消印しないこと）

基本情報技術者試験免除対象講座認定申請書

年　月　日

経済産業大臣
独立行政法人情報処理推進機構理事長
殿

氏名（法人にあっては名称及び代表者名）
住所
連絡先（電話番号、担当者名）

基本情報技術者試験免除対象講座等の認定を受けたいので、情報処理の促進に関する法律施行規則第38条第6号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示第2条の規定に基づき、申請します。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別表

分野	項目
一　基礎理論	
（一）　基礎理論	1　離散数学 2　応用数学 3　情報に関する理論 4　通信に関する理論 5　計測・制御に関する理論
（二）　アルゴリズムとプログラミング	1　データ構造 2　アルゴリズム 3　プログラミング 4　プログラム言語 5　その他の言語
二　コンピュータシステム	
（一）　コンピュータ構成要素	1　プロセッサ 2　メモリ 3　バス 4　入出力デバイス 5　入出力装置